

○自家用車活用事業の許可事業者一覧について

(気仙沼交通圏(ただし、旧大島村・旧唐桑町の区域に限る))

許可日	事業者名	営業所名	使用可能車両数
令和7年10月14日	(有)ししおり・きはんせんタクシー	本社営業所	2

自家用車活用事業の実施時間帯は全日 9時台～19時台